

第3条関係 令和7年度基準単価（案）

1 算定基準	2 対象経費	3 補助率	4 交付額
<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 454 円×医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数。</p> <p>(2) 478 円×医療機関で70mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数。</p> <p>(3) 506 円×医療機関で 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数。</p> <p>(4) 1,767 円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数。</p>	<p>法第53条の2に基づく健康診断に必要な経費。</p>	<p>2 / 3</p>	<p>補助金の交付額は、第1欄に掲げる算定基準により算定した額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額。</p>

※要綱第3条に定める補助金の算定基準単価は、当該年度の「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」における結核の健康診断等に係る基準単価としていますが、現時点で基準単価が厚生労働省から示されていないため、別途示されている基準単価（案）を掲載しています。

なお、補助金の申請兼実績報告は、本年度の基準単価が示された後に提出してください。